



2021年11月12日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラル・オイスター
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 秀則
(コード番号：3224 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 C F O 芝田 茂樹
(TEL. 03-6667-6606)

債務超過解消に向けた計画の進捗状況について

当社は、2021年5月17日に公表しました「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、2021年3月末時点において債務超過となり、2021年6月23日に「債務超過解消に向けた計画について」を開示しております。

つきましては、2022年3月期第2四半期連結累計期間(以下、当第2四半期連結累計期間)における債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 事業の概況等について

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、経済活動に大きな制約を受け、依然として厳しい状況が継続しております。一方、ワクチン接種等の対策が進んだことにより、10月以降新規感染者数が全国的に大きく減少しておりますが、今冬の「第6波」を懸念する報道も多く、未だに収束時期の見通しが立たない状況です。従いまして、景気・経済の先行きにつきましては、今後不透明な状況が続くことが予想されます。

外食産業におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮要請が断続的に発生していることに加え、2021年4月からは酒類の提供禁止等も行われ、厳しい経営環境が継続しております。当社グループにおきましても、同様に店舗事業の集客に大きな影響を受けていることに加え、酒類提供ができないことにより、客単価も減少しております。

こうした環境のもと、当社グループでは、ランチメニュー変更による販促強化、テイクアウト取扱い開始及びECサイト(eOyster)を通じた一般消費者への販売開始により、コロナ禍の状況でも売上を確保すべく努めてまいりました。また、損失を最小限に留められるよう、店舗アルバイトのシフト見直しによる人件費削減等、あらゆる手段を通じて支出削減をしております。

なお、前年同期との比較におきましては、4～6月にかけては営業に対する制限が前年同期ほど厳しくなかったことから、売上は前年同期比で78.2%増加(第1四半期連結累計期間)しましたが、8～9月にかけて再び緊急事態宣言発令等があったことから、売上は前年対比4.1%の減少(当第2四半期連結累計期間)となりました。また、本年も店

舗アルバイトの人件費を中心とするコスト削減を行いました。前年と比べ家賃の減免金額が減少したことにより、営業赤字の損失幅は拡大しております。一方、時短要請による協力金及び雇用調整助成金を活用することにより、収支を改善することができました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高867百万円（前年同期比4.1%減）、営業損失316百万円（前年同期は営業損失289百万円）、経常損失318百万円（前年同期は経常損失294百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益109百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失226百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は331千円増加し、販売費及び一般管理費（以下、販管費）は348千円増加しております。営業損失及び経常損失は16千円増加し、親会社株主に帰属する四半期純利益は16千円減少しております。

2. 債務超過の状況について

当第2四半期連結累計期間におきましては、後記4（5）記載のとおり233百万円の増資が完了し、親会社に帰属する四半期純利益109百万円を計上しました。

その結果、当第2四半期連結累計期間末においては199百万円（注）の資産超過となりました。連結財政状態につきましては、本日開示しました「2022年3月期第2四半期決算短信（日本基準）（連結）」をご参照ください。

（注）東京証券取引所の上場関係規則において、債務超過を判断する際には、連結貸借対照表の純資産の部の合計額から、非支配株主持ち分を控除するため、当該金額を記載しております

3. 債務超過解消に向けた基本方針について

当社グループは、外食産業全体に対し、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に完全に戻らないことを前提にコストコントロールを行い、withコロナ、afterコロナを見据え、筋肉質な経営体質を目指します。また、財務面につきましても、万全を期すため、今後も手元流動性を確保しつつ、必要に応じて資本政策を実施し、財務基盤を強化していきます。

4. 債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について

（1）コストコントロールの徹底

2021年3月期連結会計年度（以下、前連結会計年度）において、店舗を中心とするアルバイト人件費の削減、家賃の減免依頼及び電話予約の外部委託廃止等を推進することで、販管費を1,871百万円（2020年3月期連結会計年度比△633百万円）に抑制しました。2022年3月期連結会計年度におきましても、同様に推進する予定です。

当第2四半期連結累計期間においては、販管費は853百万円と前年同期比1百万円増加しました。前連結会年度の4～6月にかけて、多くの店舗を休業していたことから、店舗事業の家賃が23百万円増加したものの、店舗事業のアルバイト人件費を、前年よりも42百万円抑制する等により、前年並みの水準に抑えることができました。10月以降売上が回復しており、売上増加に伴う費用増加は想定されますが、アルバイト人件費を中心に費用削減に努めていく予定です。

(2) With コロナの店舗運営

前連結会計年度においては、非接触型の店舗運営に向けた第一歩として、QRコードによるモバイルオーダーシステムや配膳・運搬ロボット等の試験的導入を進めてきました。特に、QRコードによるモバイルオーダーシステムについては、顧客満足度向上に加えて、人件費削減等にも寄与するため、他の店舗への拡充を進めております。

具体的なモバイルオーダーシステムの拡充実績としましては、現時点において全25店舗中5店舗の導入が完了しております。また、年内に5店舗の追加導入を計画しており、25店舗中10店舗となる見込みです。緊急事態宣言解除以降、急速に売上が回復しておりますが、必要な人員確保が難しい状況にあるため、本モバイルオーダーシステムの拡充を更に加速させる予定です。

また、営業時間短縮でディナータイムの集客を強化することは難しい状況であるため、ランチタイムのメニュー充実化を行い、客単価上昇を図っております。

具体的には、2021年6月より、12店舗において、ランチメニューを大幅に改変し、客単価の上昇(2021年7月対前々年同月比30.7%上昇)が確認できたため、2021年8月以降全店舗でランチメニューの改変を行いました。当該変更により、2021年10月のランチタイムの客単価は、対前々年同月比11.0%増加しております。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいため、前々年のデータと比較しております。

(3) 協力金の収支ズレ

政府・自治体からの時短や酒類提供の禁止等の要請を受け、弊社は当該要請に応じており、自治体に対して協力金を申請しております。しかしながら、審査等に時間を要していることもあり、協力金の入金まで相当の時間を必要としていたことから、赤字拡大の要因となっております。

当第2四半期連結累計期間においては、正確に早期申請ができる体制を整えたことにより、450百万円の補助金収入を特別利益として計上することとなりました。

(4) 加工工場の運営

2021年5月17日付「新たな事業に関するお知らせ」のとおり、海産物の加工製造に係る受託業務(以下、本受託事業といいます)を開始いたしました。本受託事業を軌道に乗せ、2022年3月期連結会計年度において、196百万円の売上を達成し、営業損益を改善させる計画です。

当第2四半期連結累計期間においては、32百万円の売上を計上しましたが、必要な人員の確保が遅れていることにより、当初の計画の47百万円を下回りました。また、本受託事業の開始により、加工事業の営業損失が23百万円(前年同期は営業損失39百万円)と赤字幅を縮小することができました。なお、うち10百万円につきましては、前連結会計年度の減損損失による減価償却費の減少が要因となります。

今後につきましては、現状の人員体制では増産余地が少ないため、現地での採用を早急に進め、生産を拡大する予定です。

(5) 財務基盤の強化

当社では、2019年11月13日に、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権(以下、本新株予約権といいます)を発行しております。当第2四半期連結累計期間において、233百万円の増資が完了し、純資産が同額増加しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、必要な場合には、追加の資本政策の検討を進めます。

(6) 手元流動性の確保

当第2四半期連結累計期間末において現金及び預金 700 百万円を保有しております。前連結会計年度における営業活動によるキャッシュフローの減少額は 305 百万円であり、前連結会計年度と同レベルの状況が継続した場合においても、事業を継続するための必要な手元流動性を十分確保しております。

上記の「債務超過に向けた計画」の遂行により、2022年3月末時点での債務超過解消を目指します。

なお、2021年3月期の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間が、1年から2年に延長され、2023年3月31日までとなっております。

以 上